

は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている同項の規定による最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について最低賃金審議会に意見を求めるものとする。

(公示及び発効)

第十七条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

第十七条 第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不適当となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

2 第十一条及び第十六条第一項の決定並びに第十三条及び第

十六条の三による最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の方であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

(派遣中の労働者の特定最低賃金)

第十八条 派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。

(特定最低賃金の公示及び発効)

第十九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十五条第二項の規定による特定最低賃金の決定及び特定最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の人であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条第二項及び第十七条の規定による特定最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日（公示の日後の人であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

(最低賃金の効力の存続)

第十八条 第十一条の規定による最低賃金の基礎となつた労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない。

(周知義務)

第十九条 最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見易い場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。

第三章 削除

第二十条から第二十五条まで 削除

第三章 最低賃金審議会

第四章 最低賃金審議会

			(設置)
第二十条	(略)		
		(権限)	
第二十一条	(略)		
		(組織)	
第二十二条	(略)		
		(委員)	
第二十三条	(略)		
2	委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。		
3・4	(略)		
	(会長)		
第二十四条	(略)		
2～4	(略)		
	(専門部会等)		
第二十五条	(略)		
2	最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。		
3	(略)		
		(設置)	
第二十六条	(略)		
		(権限)	
第二十七条	(略)		
		(組織)	
第二十八条	(略)		
		(委員)	
第二十九条	(略)		
2	委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。		
3・4	(略)		
	(会長)		
第三十条	(略)		
2～4	(略)		
	(専門部会等)		
第三十一条	(略)		
2	最低賃金審議会は、第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならぬ。		
3	(略)		

4 第二十九条第一項及び第四項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする。

6 (略)

(政令への委任)

第二十六条 (略)

第四章 雜則

(援助)

第二十七条 (略)

(調査)

第二十八条 (略)

(報告)

第二十九条 (略)

(職権等)

第三十条 第十条第一項、第十二条、第十五条第二項及び第七条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は

4 第二十九条第一項及び第四項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。

5 最低賃金審議会は、第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする。

6 (略)

(政令への委任)

第三十二条 (略)

第五章 雜則

(援助)

第三十三条 (略)

(調査)

第三十四条 (略)

(報告)

第三十五条 (略)

(職権等)

第三十六条 第十一条、第十三条、第十六条第一項及び第十七条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は

、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案で厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて厚生労働省令で定めるところにより指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案（厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案（厚生労働大臣が行い、一の職権に属する事案を除く。）については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低賃金が著しく不適当であると認めるときは、その改正又は廃止の決定をなすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ中央最低賃金審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 第十条第二項の規定は、前項の規定による中央最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

（労働基準監督署長及び労働基準監督官）

第三十一条 （略）

（労働基準監督官の権限）

第三十二条 （略）

2・3 （略）

第三十三条 （略）

は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案で厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて厚生労働省令で定めるところにより指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案（厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。）については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した第十六条第一項の規定による最低賃金が著しく不適当となつたと認めるときは、その改正又は廃止の決定をなすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 第十五条の規定は、厚生労働大臣が前項の規定による命令をしようとする場合について準用する。

（労働基準監督署長及び労働基準監督官）

第三十七条 （略）

（労働基準監督官の権限）

第三十八条 （略）

2・3 （略）

第三十九条 （略）

(監督機関に対する申告)

第三十四条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるように求めることができる。

- 2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(船員に関する特例)

第三十五条 第六条第二項、第二章第二節、第十六条及び第七条の規定は、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員（以下「船員」という。）に関しては、適用しない。

- 2 船員に関しては、この法律に規定する厚生労働大臣、都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、国土交通大臣、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は船員労務官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第三条中「時間」とあるのは「時間、日、週又は月」と、第七条第四号中「軽易な」とあるのは「所定労働時間の特に短い者、軽易な」と、第十九条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第十五条第二項並びに第三十五条第三項及び第七項」と、「同条第二項及び第十七条」とあるのは「第十五条第二項及び第三十五条第七項」と、第三十条第一項中「第十一条第

一項、第十二条、第十五条第二項及び第十七条」とあるのは  
「第十五条第二項並びに第三十五条第三項及び第七項」と、  
「都道府県労働局の管轄区域」とあるのは「地方運輸局又は  
運輸監理部の管轄区域（政令で定める地方運輸局につては  
、運輸監理部の管轄区域を除く。）」と読み替えるものとする。

3

国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）  
は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の  
生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を  
考慮して必要があると認めるときは、船員中央労働委員会又  
は船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）  
の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特  
定最低賃金の決定をすることができる。

4

第十条第二項及び第十二条の規定は、前項の規定による船  
員労働委員会の意見の提出があつた場合について準用する。  
この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事  
業若しくは職業」と読み替えるものとする。

5

国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）  
は、第三項の決定をする場合において、前項において準用す  
る第十一条第二項の規定による申出があつたときは、前項に  
おいて準用する同条第三項の規定による船員労働委員会の意  
見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業  
について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低  
賃金額について別段の定めをることができる。

6 第十条第二項の規定は、前項の規定による船員労働委員会

の意見の提出があつた場合について準用する。

7

国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、第十五条第二項又はこの条第三項の規定により決定された船員に適用される特定最低賃金について、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

8

船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員については、その船員派遣の役務の提供を受ける者の事業又はその船員派遣の役務の提供を受ける者に使用される同種の船員の職業について特定最低賃金が適用されている場合には、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。

#### （船員に関する特例）

第四十条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員（以下「船員」という。）に関しては、この法律に規定する厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、国土交通大臣、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は船員労務官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「都道府県労働局の管轄区域」とあるのは「地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域（政令で定める地方運輸局にあつては、運輸監理部の管轄区域を除く。）」と読み替えるものとする。

**第三十六条** 船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に属する事項は、船員労働委員会が行う。

**第三十七条** (略)

2 船員労働委員会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならぬ。

3 (略)

4 第二十五条第三項の規定は、最低賃金専門部会について準用する。

5 第二十五条第五項及び第六項の規定は、船員労働委員会について準用する。

(省令への委任)

**第三十八条** (略)

**第五章 罰則**

**第三十九条** 第二十四条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第四十条** 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

**第四十一条** 船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に属する事項は、船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）が行う。

**第四十二条** (略)

2 船員労働委員会は、第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならぬ。

3 (略)

4 第三十一条第三項の規定は、最低賃金専門部会について準用する。

5 第三十一条第五項及び第六項の規定は、船員労働委員会について準用する。

(省令への委任)

**第四十三条** (略)

**第六章 罰則**

**第四十四条** 第五条第一項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

**第四十一条** 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）

二 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十二条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者

**第四十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

**第四十五条** 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第十九条の規定に違反した者

二 第三十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても虚偽の陳述をした者

**第四十六条** 前二条の違反行為をした者が、法人又は人のために行方した法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

## 改 正 案

(地域的の一般的拘束力)

## 第十八条 (略)

2 (3) (略)

## 現 行

(地域的の一般的拘束力)

## 第十八条 (略)

2 (3) (略)

4 | 第一項の申立てに係る労働協約が最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第十一条に規定する労働協約に該当するものであると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、同項の決定をするについては、賃金に関する部分に関し、あらかじめ、中央最低賃金審議会又は都道府県労働局長の意見を聽かなければならない。この場合において、都道府県労働局長が意見を提出するについては、あらかじめ、地方最低賃金審議会の意見を聽かなければならない。

## (船員労働委員会)

第十九条の十三 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員（特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員を除く。以下この項において同じ。）に関しては、この法律に規定する中央労働委員会、都道府県労働委員会並びに厚生労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び国土交通大臣が行うものとする。この場合において、第十八条第四項の規定は、

船員については、適用しない。

## (船員労働委員会)

第十九条の十三 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員（特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員を除く。以下この項において同じ。）に関しては、この法律に規定する中央労働委員会、都道府県労働委員会並びに厚生労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び国土交通大臣が行うものとする。この場合において、第十八条第四項の規定は、

2  
5

(略)

2  
5

(略)

三 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（中央最低賃金審議会）</p> <p>第十二条 中央最低賃金審議会については、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>（中央最低賃金審議会）</p> <p>第十二条 中央最低賃金審議会については、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号。これに基づく命令を含む。）及び労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の定めるところによる。</p>
<p>第三十一条 中央労働委員会については、労働組合法（昭和二年法律第百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。</p>	<p>第三十一条 中央労働委員会については、労働組合法、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。</p>

最低賃金法の一部を改正する法律案参考条文

# 最低賃金法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

- 最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号） ..... 1
- 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号） ..... 2
- （労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律  
昭和六十年法律第八十八号） ..... 3
- 船員法（昭和二十二年法律第二百号） ..... 3
- 船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号） ..... 3

最低賃金法の一部を改正する法律案参考条文

○最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）（抄）

（最低賃金の効力）

- 第五条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。
- 3 次に掲げる賃金は、前二項に規定する賃金に算入しない。
- 一 一月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
  - 二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
  - 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金
- 4 第一項及び第二項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）

- 第十六条の二 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。
- 2～5 （略）

（委員）

- 第二十九条 委員は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が任命する。
- 2・3 （略）
- 4 委員は、非常勤とする。

（会長）

- 第三十条 最低賃金審議会に会長を置く。
- 2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選舉する。

- 4 3 会長は、会務を総理する。  
4 会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

(専門部会等)

第三十一条 (略)

- 2 (略)  
3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。  
4 5 (略)  
6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聞くものとする。

(報告)

- 第三十五条 厚生労働大臣及び都道府県労働局長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、賃金に関する事項の報告をさせることができる。

(労働基準監督官の権限)

- 第三十八条 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

2 3 (略)

○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

(都道府県知事による職業訓練の認定)

- 第二十四条 都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであるとの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2 4 (略)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）

（労働基準法の適用に関する特例）

第四十四条 労働基準法第九条に規定する事業（以下この節において単に「事業」という。）の事業主（以下この条において単に「事業主」という。）に雇用され、他の事業主の事業における派遣就業のために当該事業に派遣されている同条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業に使用される者及び家事使用人を除く。）であつて、当該他の事業主（以下この条において「派遣先の事業主」という。）に雇用されていないもの（以下この節において「派遣先の事業」という。）の派遣就業については、当該派遣中の労働者が派遣されている事業（以下この節において「派遣先の事業」という。）もまた、派遣中の労働者を使用する事業とみなして、同法第三条、第五条及び第六十九条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

256 （略）

○船員法（昭和二十一年法律第百号）（抄）

（船員）

第一条 この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。

②・③ （略）

○船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（抄）

（船員法の適用に関する特例等）

第八十九条 派遣就業のために船員法第一条第一項に規定する船舶（以下この条及び次条において単に「船舶」という。）に乗り組む派遣船員であつて、船員派遣の役務の提供を受ける者に雇用されていないもの（以下この条及び次条において「乗組み派遣船員」という。）の派遣就業については、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、同法第六条の規定により適用される労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三条及び第五条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

252 （略）